仙台市立片平丁小学校同窓会 会則

- 第1条 本会は、仙台市立片平丁小学校同窓会と称し、事務局を仙台市立片平丁小学校に置く。
- 第2条 本会は、会員相互の親睦をはかり、母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は、次の会員によって組織する。
 - ① 正会員 ② 特別会員(現在の職員,旧職員,本会推薦者)
- 第4条 正会員は、本校卒業生及びこれに準ずる者(途中転退者)とする。
- 第5条 本会に次の役員を置く。
 - ① 会長 1名 ② 副会長 若干名 ③ 会計 2名(同窓会1名・学校事務局1名)
 - ④ 幹事長 1名 ⑤ 幹事 若干名 ⑥ 監事 3名 ⑦ 参与 ⑧顧問
- 第6条 会長。副会長、監事は、総会において正会員より選出する。
 - ・幹事は、会員中より会長が委嘱し、年度委員は各年度会員を代表し連絡にあたる。
 - この会に参与をおくことができる。参与は現校長、PTA会長を推薦する。
- 第7条 ① 会長は本会を代表し、会務を総括し、総会及び役員会、委員会を招集する。
 - ② 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、これに代わる。
 - ③ 幹事長・幹事は、本会の庶務、その他諸般の会務を掌る。
 - ④ 会計は本会の会計の会務を掌る。
 - ④ 年度委員は各年度会員を代表し、本会事業の企画運営にあたる。
- 第8条 役員の任期は2か年とする。ただし、重任を妨げない。
- 第9条 本会には顧問及び相談役をおくことができる。顧問及び相談役は、総会にはかって会長が委嘱する。
- 第 10 条 本会は毎年3月に入会式、適当な時期に総会を開く。ただし、役員会の決議によって、臨時に総会を開くことができる。
- 第 11 条 役員会は必要に応じて会を開き、予算、決算、その他必要な会務を審議する。
- 第12条 本会の経費は、会費、入会金、その他の収入を持ってこれに当てる。 会費は年1000円、入会金は1000円とする。入会の際に納入する。
- 第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第 14 条 本会会員は身上移動が生じたときは、直ちに本会事務所または年度委員に通知しなければならない。
- 第 15 条 本会の会則は、総会の決議により変更することができる。
- 附則 この会則は、昭和48年 9月27日より実施する。

昭和60年11月16日 一部改正

昭和61年 4月 1日 施 行

平成 5年 6月 5日 一部改正

平成22年 6月 5日 一部改正

平成27年 6月 6日 一部改正

仙台市立片平丁小学校同窓会 会則の一部改正の件

現行

第12条 本会の経費は、会費、入会金、その他の収入を持ってこれに当てる。 会費は年1000円、入会金は300円とする。入会の際に納入する。

改正案

第12条 本会の経費は、会費、入会金、その他の収入を持ってこれに当てる。 会費は年1000円、入会金は1000円とする。入会の際に納入する。

附則 この会則は、平成27年4月1日より一部適用